

社会資本総合整備計画 社会資本整備総合交付金

令和03年04月20日

計画の名称	田辺市における利便性の高い住環境の整備												
計画の期間	令和03年度 ~ 令和07年度 (5年間)										重点配分対象の該当		
交付対象	田辺市												
計画の目標	市営住宅の長寿命化修繕によるライフサイクルコストの縮減												
全体事業費(百万円)	合計(A+B+C+D)	390	A	390	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合C/(A+B+C+D)	0	%

番号	計画の成果目標(定量的指標)			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
1	市営住宅の長寿命化率の向上 長寿命化計画に基づく長寿命化修繕を実施した割合	R3 45%	%	R7 71%

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---	------------	---	-----------	---

A 基幹事業																			
基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												R03	R04	R05	R06	R07			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
地域住宅計画に基づく事業	A15-001	住宅	一般	田辺市	直接	田辺市	-	-	公営住宅等ストック総合改善事業	公営住宅の改善等	田辺市						363	-	
	A15-002	住宅	一般	田辺市	直接	田辺市	-	-	改良住宅ストック総合改善事業	改良住宅の改善等	田辺市						27	-	
											小計						390		
											合計						390		

交付金の執行状況

(単位：百万円)

	R03				
配分額 (a)	0				
計画別流用増 減額 (b)	0				
交付額 (c=a+b)	0				
前年度からの繰越額 (d)	0				
支払済額 (e)	0				
翌年度繰越額 (f)	0				
うち未契約繰越額 (g)	0				
不用額 (h = c+d-e-f)	0				
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d))%	0				
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由					

## 事前評価チェックシート

計画の名称： 田辺市における利便性の高い住環境の整備

事 前 評 価	チェック欄
I. 目標の妥当性 計画の目標が基本方針と適合している。	○
I. 目標の妥当性 地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	○
I. 目標の妥当性 地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○
I. 目標の妥当性 関連する各種計画（住生活基本計画等）との整合性が確保されている。	○
I. 目標の妥当性 緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。	○
I. 目標の妥当性 数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○
II. 計画の効果・効率性 十分な事業効果が得られることが確認されている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業の実施に当たり、福祉施策等との連携が図られている。	
II. 計画の効果・効率性 事業の実施に当たり、民間活力の活用が図られている。	
II. 計画の効果・効率性 事業効果をより高めるため、ハード事業とソフト事業を効果的に組み合わせる等の工夫がなされている。	
II. 計画の効果・効率性 地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業が盛り込まれている。	
II. 計画の効果・効率性 地域再生計画に地域住宅交付金の活用についての記載をしており、内閣総理大臣の評価を受けている。	
III. 計画の実現可能性 事業熟度が十分である。	○

事前評価	チェック欄
III. 計画の実現可能性 計画に記載された事業に関連する地方公共団体等の理解が得られている。	○
III. 計画の実現可能性 地域住宅計画を公表することとしている。	○
III. 計画の実現可能性 地域住宅協議会等、関係地方公共団体等の意見調整の場が設けられている。	
III. 計画の実現可能性 計画内容に関し、住民に対する事前説明が行われている。	
III. 計画の実現可能性 計画期間中の計画管理（モニタリング）体制が適切である。	

(参考様式3)

(参考図面)

計画の名称	1	田辺市における利便性の高い住環境の整備		
計画の期間		令和3年度～令和7年度(5年間)	交付対象	田辺市

  


The map displays the administrative divisions of Tani City, including the following offices: 龍神行政局 (Ryūshin), 本宮行政局 (Honmiya), 中辺路行政局 (Nakamiya), and 大塔行政局 (Ōtō). Major roads are marked with route numbers: 424, 425, 371, 168, and 42. The city's location is shown relative to the 阪和自動車道 (Kansai Expressway) and the 紀伊田辺 (Kii-Tani) area, with nearby locations like 月震 (Tsukishime), 紀伊新庄 (Kii-Shinshū), 朝来 (Asukai), 白浜 (Shirahama), and 紀伊富田 (Kii-Futaba) also indicated.

**A-15-001 公営住宅等ストック総合改善事業 【田辺市内全域】**  
**A-15-002 改良住宅ストック総合改善事業 【田辺市内全域】**

た な べ し ち い き じ ゅ う た く け い か く  
田辺市地域住宅計画

た な べ し  
田辺市

令和3年1月

# 地域住宅計画

計画の名称	田辺市地域住宅計画		
都道府県名	和歌山県	作成主体名	田辺市
計画期間	令和 3 年度	～	7 年度

## 1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

当該地域は、和歌山県の南部に位置し、古い歴史と美しい海山の自然に恵まれた紀南地方の中心都市として発展した。  
平成17年5月には、旧田辺市、中辺路町、本宮町、大塔村、龍神村の5市町村の合併により新田辺市が発足し、東西約4.5km、南北約4.6km、市域面積1,026km<sup>2</sup>、和歌山県の2割を超える広大な行政区域を持つ市となった。  
田辺市は、人口約7万5千人、世帯数約3万2千世帯であり、市域人口の減少に加え、年々少子高齢化が進み、高齢者人口は約2万3千人、高齢化率31.1%となっている。  
田辺市の住宅事情では、借家世帯は9,062世帯、総世帯数の約28%を占めている状況であり、うち市営住宅では1,339戸を管理しており、昭和50年代に大量供給された住宅が更新時期を迎えている状況にある。

## 2. 課題

- ・市営住宅ストックは年々老朽化が進んでいるため、修繕費用のさらなる増加が懸念されており、計画的に長寿命化修繕を行い、ライフサイクルコストの縮減に努める必要がある。また、入居者の高齢化等を考慮し、計画的に共用部分のバリアフリー化の推進等、入居者の居住性及び安全性の向上に努める必要がある。



### 3. 計画の目標

市営住宅の長寿命化修繕によるライフサイクルコストの縮減

### 4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値	基準年度	目標値	目標年度
市営住宅の長寿命化改善率	%	長寿命化と安全性を向上する市営住宅の割合	45	3	71	7

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

## 5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

### (1) 基幹事業の概要

公営住宅等ストック総合改善事業	事業内容：長寿命化（外壁塗装等）	247戸
住宅地区改良事業等	事業内容：長寿命化（外壁塗装等）	10戸

### (2) 提案事業の概要

### (3) その他（関連事業など）

## 6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

### A 基幹事業

(金額の単位は百万円)

#### A1 地域住宅計画に基づく事業(基幹事業)

事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
公営住宅等ストック総合改善事業	公営住宅等ストック総合改善事業	田辺市	247戸	363
住宅地区改良事業等	改良住宅ストック総合改善事業	田辺市	10戸	27
A1合計				390

#### Ac 地域住宅計画に基づく事業(提案事業)

事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
Ac合計				0

小計(A1+Ac) 390

#### A2 基幹事業(地域住宅計画に基づく事業以外の事業)

事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
A2合計			0

小計(A1+Ac+A2) 390

**B 関連事業(関連社会資本整備事業)**

B 関連社会資本整備事業			
事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
B合計			0

**C 関連事業(効果促進事業)**

C 効果促進事業			
事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
C合計			0

小計(A1+Ac+A2+B+C)	390
------------------	-----

効果促進事業等の割合 0.00%  $(Ac+C)/(A1+Ac+A2+B+C)$

**(参考)その他関連事業**

(参考)関連事業			
事業(例)	事業主体	規模等	交付期間内事業費

効果促進事業等の割合 0.00%  $(Ac+C+C')/(A1+Ac+A2+A'+B+C+C')$

※交付期間内事業費は概算事業費

## 7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

特になし

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

## 8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

特になし

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たす必要があります。）

## 9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

特になし

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。